

平成 29 年度 第 1 回 上越市男女共同参画審議会 次第

と き 平成 29 年 6 月 30 日(金)

午後 2 時 00 分～

ところ 上越市役所 5 階 第 2 委員会室

1 開 会

2 委嘱状交付

3 あいさつ

4 自己紹介

5 議 事

(1) 正副会長の選任について

(2) 第 3 次上越市男女共同参画基本計画の策定方針(案)について【資料 1】

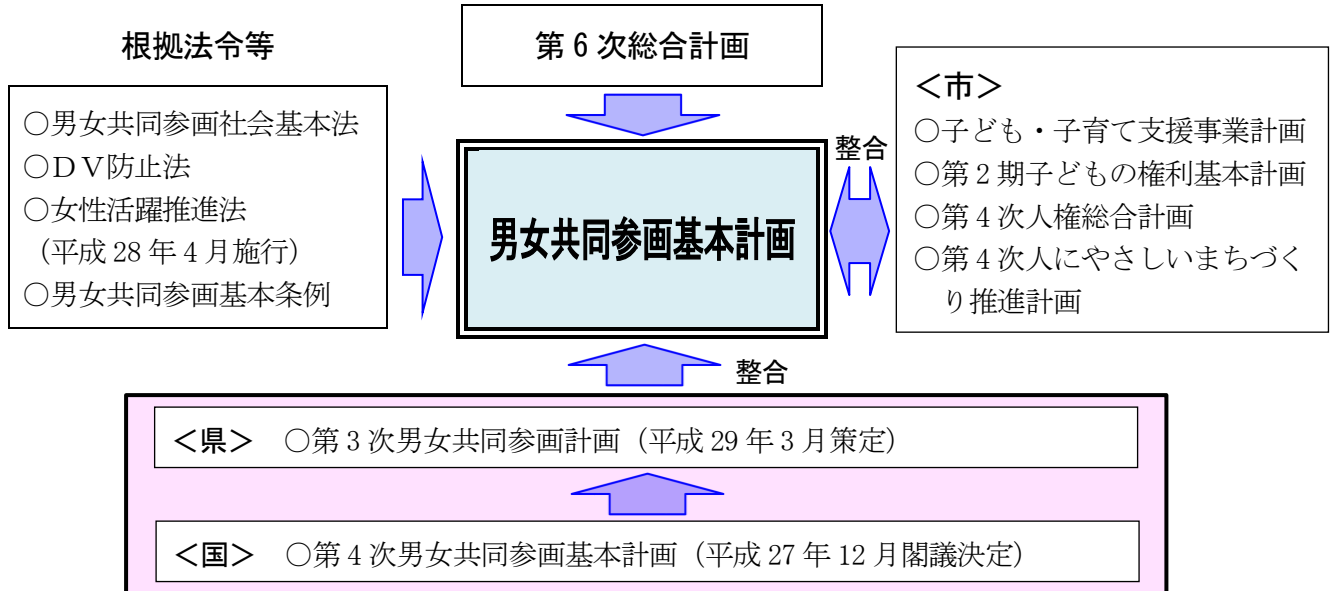
(3) 意見交換、その他

6 閉 会

第 3 次上越市男女共同参画基本計画策定方針（案）

1 策定の理由

第 4 次男女共同参画基本計画の閣議決定（平成 27 年 12 月）、女性活躍推進法の全面施行（平成 28 年 4 月）及び新潟県第 3 次基本計画の策定（平成 29 年 3 月）を受け、現計画の終期を 1 年前倒しし、平成 30 年度から 34 年度までを計画期間とする第 3 次基本計画を策定するもの
 ≪基本計画の根拠と位置付け≫



2 策定方針（案）

(1) 見直しの視点

① 国・県の計画との整合を図る。

(ア) 男女共同参画社会基本法と女性活躍推進法に基づく計画として一体的に整備

(イ) 女性活躍推進法に基づく具体的施策の明確化（施策の体系の見直し）と記述内容の見直し

〔 ・「働き方の見直し」から「男性中心型労働慣行等の変革」への表現の見直し【国・県】 〕
 〔 ・「貧困等により困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境の整備」の追加【県】 〕

(ウ) 計画期間の見直し（国・県に合わせ 5 年とする）

② 市民意識調査等の各種調査や男女共同参画審議会での審議結果の反映、市の関連計画の改定等を踏まえた見直しを行う。

(2) 施策の体系（案）：次ページのとおり

(3) 今後のスケジュール

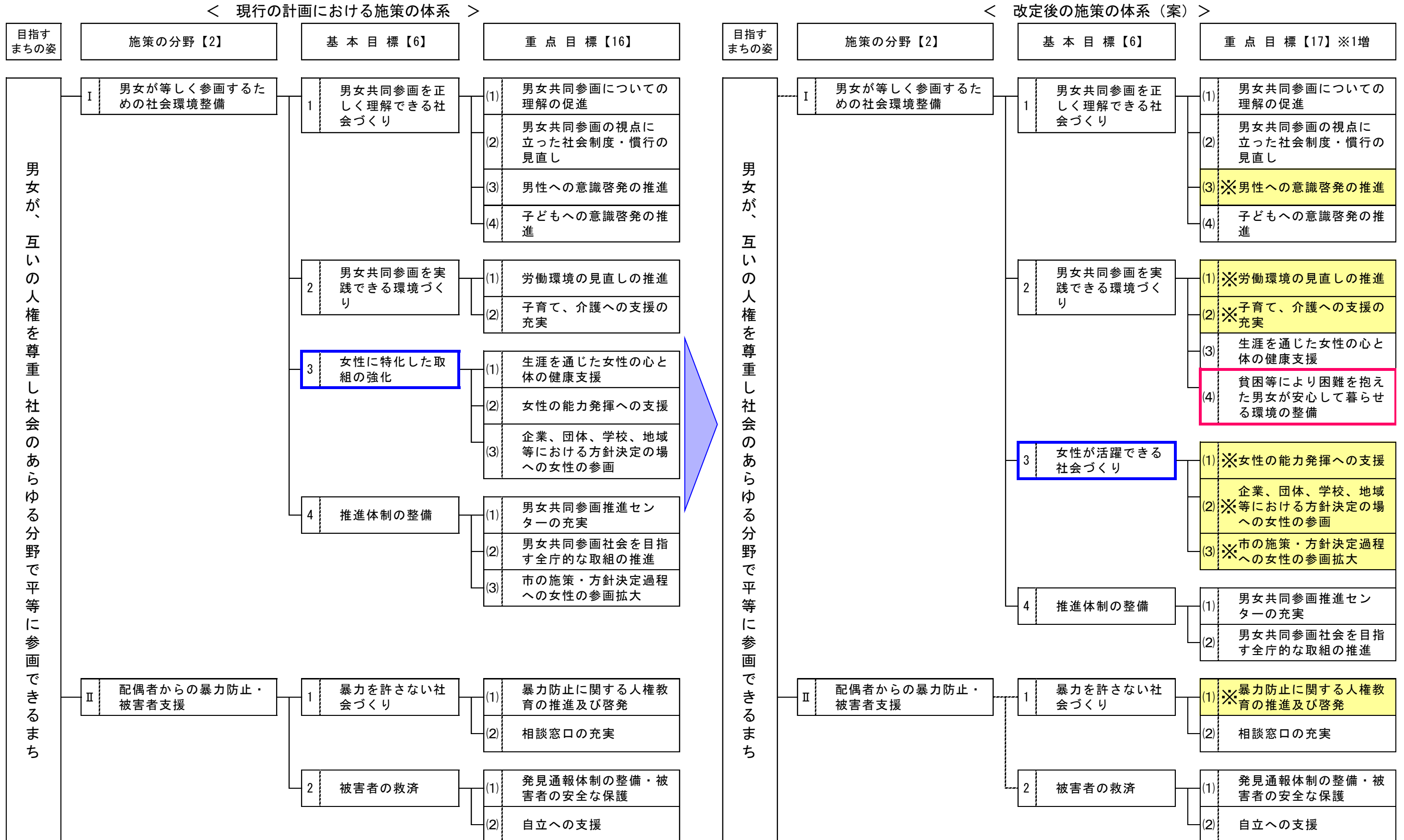
年月	会議等の名称・区分	審議事項等
6 月	第 1 回男女共同参画審議会	・基本計画の策定方針（案）
	各種調査・アンケート （市民①、市内事業所②、市職員③）	①市内在住満 18 歳以上の男女各 2,000 人（計 4,000 人） ②ハッピーパートナー企業、雇用促進協議会会員企業 ③全正規職員（技能・労務職を含む）
8 月	第 2 回男女共同参画審議会	・基本計画（素案）、各種調査等の結果
11 月	第 3 回男女共同参画審議会	・基本計画（案）、評価指標
1 月～2 月	パブリックコメント	・基本計画（案）に対する意見募集（1 か月間）
2 月	第 4 回男女共同参画審議会	・基本計画（最終案）
3 月	基本計画の策定	○印刷・製本

第3次上越市男女共同参画基本計画策定方針（案）

3 施策の体系（案）（イメージ）

○ たたき台とし、各種調査や男女共同参画審議会での審議結果の反映、市の関連計画との整合を踏まえ、必要な見直しを加える。

※ 「女性活躍推進計画」に位置付ける重点目標の明確化
 □ 新潟県の第3次計画に準拠して加える重点目標
 □ 新潟県の第3次計画に準拠して変更する基本目標



上越市第3次男女共同参画基本計画の策定に係る「重点目標」と「施策の方向」のつながり

審議：第3次基本計画（素案）・・・施策の方向の考え方と、それに基づく施策の方向（各課の取組）の案について審議。

← 第1回審議会で審議 →		第2回審議会で審議（記載されている内容はすべて現行の計画の内容を仮置き）		
重点目標	施策の方向の考え方	施策の方向	施策の方向に基づいて実施する各課等の主な取組	
(1) 男女共同参画についての理解の促進	関連する言葉が広く認知されるよう基礎知識部分の啓発活動を着実に進め、男女共同参画社会に対する意識の底上げを図ります。	①広報などを通じた継続的啓発活動の推進 ②男女共同参画の基本的知識の周知啓発の推進	・啓発情報紙の作成・発行【男女センター】、図書等の閲覧・貸与スペース設置【人事課】 ・基本的知識を周知するための講座【男女センター】	
(2) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	多くの人たちが男女共同参画社会実現への進展を実感できるようになるためには、家庭内や地域など身近な環境が平等になるよう取り組んでいくことが重要です。	①出前講座など地域への積極的な啓発活動の実施 ②あらゆる分野における固定的性別役割分担意識解消への周知啓発活動の実施	・地域懇談会【人権・同和対策室】、保護者への啓発【学校教育課】、人権教育推進講話会【社会教育課】 ・女性消防団員の入団促進【危機管理課】、固定的性別役割分担意識解消に向けた講座【男女センター】	
(3) ※男性への意識啓発の推進	男性に向けて、男女共同参画社会の理解を積極的に働きかけます。	①男性への積極的な啓発活動の推進 ②男性の家庭生活への参画の促進	・男性に向けた男女共同参画の啓発のための広報活動【男女センター】 ・父子手帳、赤ちゃんセミナー【健康づくり推進課】、男性の子育て講座等【男女センター】	
(4) 子どもへの意識啓発の推進	子どもへの意識啓発に際しては、男女共同参画の考え方が全ての子どもに浸透するよう、子どもが健やかに成長し、個性を發揮できる環境づくりに努めます。	①保育園、幼稚園及び学校教育の場における男女平等教育の徹底 ②教育関係者への意識啓発と男女平等教育に関する調査研究の充実	・乳幼児期からの意識啓発【保育課】、男女平等教育の全体計画に基づく授業実践【学校教育課】 ・担当者を中核とした男女平等教育、教育関係者の男女平等教育推進状況アンケート【学校教育課】	
(1) ※労働環境の見直しの推進	あらゆる産業、業種、企業の大小に関わらず、全ての人が無理なく生活できる社会を目指し、労働環境の見直しを推進します。	①ワーク・ライフ・バランスの浸透 ②男女の均等な待遇の確保など雇用環境改善の更なる推進	・自殺予防の基盤整備【健康づくり推進課】、事業者等へワークライフバランスの意識啓発【産業振興課】 ・労働局等の取組啓発【産業振興課】、総合評価加点制度【契約検査課】、農業従事女性の地位向上【農業委員会】	
(2) ※子育て、介護への支援の充実	家庭内での役割分担はもとより、企業内での育児・介護に関する制度や行政サービスの充実を進めます。	①男女共同参画の視点に立った子育て支援施策の充実 ②男女共同参画の視点に立った介護支援施策の充実	・子育てセミナー【こども課】、放課後児童クラブ【学校教育課】、児童保育、特別保育【保育課】 ・男女共同参画推進センター講座の開催【男女センター】	
(3) 生涯を通じた女性の心と体の健康支援	生涯を通じた健康の保持増進のため、各ライフステージに応じた健康教育、健康診査や相談・指導に取組みます。	①生涯を通じた女性の健康保持 ②健康相談の充実	・女性特有のがん早期発見のための検診【健康づくり推進課】、女性等への健康増進機会提供【体育課】 ・女性の健康相談、子育て支援や発育・発達等に関する情報提供、相談・保健指導【健康づくり推進課】	
(4) 貧困等により困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境の整備	※新たに追加したいと考えている項目			
(1) ※女性の能力発揮への支援	職場、町内会、地域活動など、問題解決や活性化のためには女性の参画が不可欠であり、女性の能力の発揮を支援します。	①女性の人材育成に向けた各種講座の開催 ②女性の再就職への支援	・スキルアップを目的とする各種講習会の情報提供【産業振興課】、女性サポートセンター【社会教育課】 ・女性の就労支援【産業振興課】、母子自立支援【こども課】、各種情報提供【男女センター】	
(2) ※企業、団体、学校、地域等における方針決定の場への女性の参画	女性の参画をあらゆる分野において進め、男女を問わない人材活用による多角的な視点からの考えを導入します。	①女性人材の情報収集、整備、提供 ②女性の参画情報の調査、公表	・農業経営に対する女性参画推進【農政課】、女性人材バンク【男女センター】 ・上越市特定事業主行動計画の実施【人事課】	
(3) ※市の施策・方針決定過程への女性の参画拡大	各種審議会等の委員がいずれか一方の性別に偏ることのないよう留意しながら、公募委員への女性の応募を促すなど、女性登用率の向上に努めます。	①市の各種審議会等へのクォータ制の活用による女性の参画推進 ②女性職員の積極的な登用	・各種委員会・審議会等における女性登用率向上（全庁まとめ）【男女センター】 ・管理者の候補となり得る職員の育成、女性職員の積極登用【人事課】	
(1) 男女共同参画推進センターの充実	センターが一層活用されるよう、活動しやすい環境づくりに努めるとともに、登録団体等との連携を強化します。	①男女共同参画に関する情報発信の強化 ②登録団体への支援	・「上越市の男女共同参画の取組」、情報紙の発行、関係図書購入【男女センター】 ・男女共同参画の活動団体への支援、センター登録団体等との連携【男女センター】	
(2) 男女共同参画社会を目指す全庁的な取組の推進	あらゆる役職、職種向けの研修会を充実させ、通達や情報提供を通じ職員一人一人の意識啓発を進めることで、男女共同参画の考えを取り入れた業務遂行に努めます。	①市職員への研修会の実施 ②男女共同参画の視点に立った施策の徹底	・セクハラ防止【人事課】、情報発信時にジェンダー視点で確認【広報対話課】、職員研修【男女センター】 ・旧姓使用の認証、特定事業主行動計画、子育て・介護休暇取得運動【人事課】、意識調査【男女センター】、男女の視点に配慮した避難所運営、女性ニーズ等に対応した災害時備蓄品確保【危機管理課】	
(1) ※暴力防止に関する人権教育の推進及び啓発	男女間において、一方を暴力で支配することは重大な人権侵害であり、男女間の暴力に関する正しい理解と認識を促します。	①女性に対するあらゆる暴力の根絶と防止に向けた啓発 ②セクシュアル・ハラスメントの防止に向けた啓発	・女性に対するあらゆる暴力の根絶・防止の啓発、講座の開催【男女センター】 ・セクシュアル・ハラスメントの防止啓発【男女センター】	
(2) 相談窓口の充実	関係機関との連携強化に努めるとともに、女性相談窓口の周知と、相談に携わる職員のスキルアップを図ります。	①女性相談事業の充実 ②その他相談機関との連携	・女性に対するあらゆる暴力根絶、女性の自立に向けた相談・支援【男女センター】 ・介護関係者の相談・支援【高齢者支援課】、女性をはじめとする相談窓口【健康づくり推進課、すこやかなくらし包括支援センター】	
(1) 発見通報体制の整備・被害者の安全な保護	被害者の安全確保のためには、周囲からの情報も大切であり、啓発の際には通報の趣旨や重要性について周知に努めます。	①制度や体制、法律の認知のための周知活動の推進 ②被害者への安全確保のための情報提供	・DVに関する制度や法律の周知【男女センター】 ・女性相談事業【男女センター】、市民対象相談窓口【市民相談センター】	
(2) 自立への支援	相談者に必要な支援の情報を的確に提供します。	①生活再建の支援 ②同伴者への支援	・女性相談事業（上記と同じ）【男女センター】 ・女性相談事業（上記と同じ）【男女センター】	

目指すまちの姿
施策の分野
基本目標

男女共同参画に関する市民意識調査票（H29）

ご自身のことについておうかがいします。

(1)～(6)について、それぞれ1つだけ選んで番号に○をつけてください。

(1) あなたは、どちらにお住まいですか。

- | | | | | |
|--------|--------|--------|-----------|--------|
| 1 安塚区 | 2 浦川原区 | 3 大島区 | 4 牧区 | 5 柿崎区 |
| 6 大潟区 | 7 頸城区 | 8 吉川区 | 9 中郷区 | 10 板倉区 |
| 11 清里区 | 12 三和区 | 13 名立区 | 14 合併前上越市 | |

(2) あなたの性別をお知らせください。

- 1 男性 2 女性

(3) あなたの年齢をお知らせください。

- | | | | | |
|-----------|----------|----------|----------|-----------|
| 1 18～19歳 | 2 20～24歳 | 3 25～29歳 | 4 30～34歳 | 5 35～39歳 |
| 6 40～44歳 | 7 45～49歳 | 8 50～54歳 | 9 55～59歳 | 10 60～64歳 |
| 11 65～69歳 | 12 70歳以上 | | | |

(4) あなたは結婚していらっしゃいますか。

- 1 結婚している 2 結婚していないがパートナーと暮らしている
3 離別 4 死別 5 未婚

(5) あなたに、18歳未満のお子さんはいらっしゃいますか。

- 1 いる 2 いない

(6) 現在同居しているご家族の構成について

- 1 同居家族はいない 2 夫婦のみ 3 親と子 4 親と子と孫 5 その他

アンケート調査にご協力
よろしくお願いします。



以下調査項目になります。

1 結婚・家庭生活について

問1 あなたの平日の生活時間についてお聞きします。それぞれ平均の時間をお書きください。
(日曜・休日などは含めずにお考えください。合計が24時間にならなくても結構です。)

- 1 家事・育児・介護などの時間 平均 () 時間 () 分
- 2 収入を得る仕事の時間 平均 () 時間 () 分 (通勤時間含む)
- 3 睡眠時間 平均 () 時間 () 分
- 4 自由に使える時間 平均 () 時間 () 分

問2 結婚、家庭等について、あなたのご意見をお聞きします。1～4までのそれぞれについて、1つだけ選んで○をつけてください。

	賛成	どちらか といえば 賛成	どちらか といえば 反対	反対	わから ない
1 結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくてもどちらでもよい	1	2	3	4	5
2 夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである	1	2	3	4	5
3 結婚しても必ずしも子どもをもつ必要はない	1	2	3	4	5
4 我慢してまで結婚生活を続ける必要はなく、離婚してもよい	1	2	3	4	5

問3 家庭での夫婦の役割分担について、1～6のうち「理想」としてあなたが望ましい姿だと考えるものを1つだけ選んで○をつけてください。また、あなたの「現実」に最も近いものを1つだけ選んで○をつけてください。(現実欄は結婚(事実婚を含む)している方のみお答えください。)

	理想	現実
1 夫は主に仕事をし、妻が主に家事等をする		
2 妻は主に仕事をし、夫が主に家事等をする		
3 夫も妻も仕事をし、妻が主に家事等をする		
4 夫も妻も仕事をし、夫が主に家事等をする		
5 夫も妻も仕事をし、共に家事等をする		
6 その他(具体的に:)		

問4 結婚(事実婚を含む)している方にお聞きします。あなたのご家庭では次のような家事を男性は分担していますか。1～6までのそれぞれについて、1つだけ選んで○をつけてください。

	分担 している	分担 していない		分担 している	分担 していない	該当なし
1 掃除	1	2	4 食後の後片付け、食器洗い	1	2	
2 洗濯	1	2	5 子育て	1	2	3
3 食事のしたく	1	2	6 介護	1	2	3

2 男女の地位の平等感について

問5 あなたは、次のような分野で男女の地位は平等になっていると思いますか。1～8のそれぞれについて、1つだけ選んで○をつけてください。

	男性の方が非常に優遇されている	どちらかといえば男性の方が優遇されている	平等になっている	どちらかといえば女性の方が優遇されている	女性の方が非常に優遇されている	わからない
1 家庭生活	1	2	3	4	5	6
2 職場	1	2	3	4	5	6
3 学校教育の場	1	2	3	4	5	6
4 政治の場	1	2	3	4	5	6
5 法律や制度上で	1	2	3	4	5	6
6 社会通念・習慣・しきたり等で	1	2	3	4	5	6
7 町内会等の地域活動の場	1	2	3	4	5	6
8 社会全体で	1	2	3	4	5	6

3 職業生活、女性活躍の推進について

問6 あなたは現在どのような職業にお就きですか。次の中から1つだけ選んで○をつけてください。

1 勤め人（管理職の正規社員・職員）	2 勤め人（管理職以外の正規社員・職員）	3 勤め人（臨時・パート・派遣・契約社員等）
4 自営業・家族従事者（農業）	5 自営業・家族従事者（商業）	6 自営業・家族従事者（工業）
7 経営者	8 内職	9 家事従事者
10 学生	11 無職	
12 その他（具体的に： _____）		

問7 （問6で「1又は2の勤め人」とお答えされた方のみお答えください。）

あなたの職場では次のようなことがありますか。1～10までのそれぞれについて、1つだけ選んで○をつけてください。

	ある	ない
1 募集や採用人数で、女性は男性より不利である	1	2
2 女性が配属されない職種がある	1	2
3 女性は昇進、昇格が遅い、または望めない	1	2
4 女性は同期、同年齢で入社した男性との賃金・昇格の差がある	1	2
5 女性は同じポストの男性より、研修等の教育を受ける機会が少ない	1	2
6 定年の年齢に男女差がある	1	2
7 女性は結婚すると退職しなくてはいけない、または、職場結婚をすると退職しなくてはいけない	1	2
8 女性は出産すると退職しなくてはいけない	1	2
9 家族手当が女性につかない	1	2
10 職種にかかわらず、お茶くみなどの雑用は、女性がすることが多い	1	2

問8 あなたは、今までに仕事を辞めたり中断したり、あるいは転職したことがありますか。ある場合、主な理由を1つだけ選んで○をつけてください。

- 1 ない
- 2 ある（次の中から主な理由を1つだけ選んで○をつけてください。）
（仕事を辞めた、中断した理由）
 - 1 結婚のため
 - 2 出産・育児のため
 - 3 自分の健康や体力の問題
 - 4 高齢になったため
 - 5 仕事の内容があわなかったため
 - 6 親や病気の家族の世話のため
 - 7 労働条件に対する不満があったため
 - 8 よりよい条件の仕事があったため
 - 9 長期勤務しにくい職場の雰囲気があったため
 - 10 家業につくため
 - 11 会社側の都合
 - 12 配偶者の転勤のため
 - 13 家族の理解、協力が得にくいため
 - 14 大学その他で勉強するため
 - 15 特に理由はない
 - 16 その他（具体的に： _____）

問9 生活の中での「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活（地域活動・学習・趣味・付き合い等）」の優先度について、1～8のうち「理想」としてあなたが望ましい姿だと考えるものを1つだけ選んで○をつけてください。また、あなたの「現実」に最も近いものを1つだけ選んで○をつけてください。

	理想	現実
1 「仕事」を優先		
2 「家庭生活」を優先		
3 「地域・個人の生活」を優先		
4 「仕事」と「家庭生活」を共に優先		
5 「仕事」と「地域・個人の生活」を共に優先		
6 「家庭生活」と「地域・個人の生活」を共に優先		
7 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」を共に優先		
8 わからない		

問10 あなたの生活では、「仕事」、「家庭生活」、「地域活動」、「学習・趣味・スポーツなど」、「休養」の時間は十分に取れていますか。1～5のそれぞれについて、1つだけ選んで○をつけてください。

	十分取れている	まあ取れている	あまり取れていない	全く取れていない
1 仕事のための時間	1	2	3	4
2 家庭生活のための時間	1	2	3	4
3 地域活動に参加する時間	1	2	3	4
4 学習・趣味・スポーツなどのための時間	1	2	3	4
5 休養のための時間	1	2	3	4

問 11 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス※）の実現のためにどのようなことが必要だと思いますか。主なもの3つを選んで○をつけてください。

- 1 仕事の効率や業務を見直したり、ノー残業デーなどの取組を行う
- 2 子育て・介護などのための休暇等を取りやすい職場環境を作る
- 3 保育施設やサービス（一時保育、病児保育など）などの充実を図る
- 4 短時間勤務、在宅勤務、フレックスタイム（時差出勤）などの普及
- 5 育児・介護休業中などの給付金制度の充実
- 6 結婚、出産、子育てなどによる退職後の再雇用制度の普及
- 7 企業自身がリーダーシップを取りながら行う
- 8 その他（具体的に： _____)
- 9 わからない

※ ワーク・ライフ・バランスとは
地域や職場、家庭などにおいて、様々な活動を自分の希望する状態で実現できるような在り方です。

問 12 あなたは、現在の社会は「男性」及び「女性」にとって働きやすい環境にあると思いますか（男性、女性それぞれについて、1つだけ選んで○をつけてください）

	働きやすい	働きにくい	わからない
ア 男性にとって	1	2	3
イ 女性にとって	1	2	3

問 13 働きやすい環境をつくるには、どのようなことが必要だと思いますか。「男性」「女性」それぞれについて、あてはまるもの全てに○をつけてください。

	男性にとって	女性にとって
1 昇給・給与等に男女の差別的扱いをなくすこと		
2 妊娠や出産によって不利益を受けることをなくすこと		
3 育児・介護休業取得によって不利益を受けることをなくすこと		
4 育児・介護休業制度を取得しやすい、復帰しやすい職場環境を整えること		
5 結婚、出産、育児、介護のために退職した人の再雇用制度を充実させること		
6 フレックスタイム制や在宅勤務など柔軟な働き方を普及させること		
7 女性が働くことや、男性が家事・育児をすることに対する家族や周囲の理解と協力が深まること		
8 男性、女性それぞれの男女共同参画意識を高めること		
9 経営者・管理職の男女共同参画意識を高めること		
10 男は仕事、女は家庭といった性別による固定的な役割分担意識を持つ人が減ること		
11 その他（ _____)		
12 特にない		
13 わからない		

問 14 女性が職業を持つことについて、1～7のうち「理想」としてあなたが望ましい姿だと考えるもの1つだけ選んで○をつけてください。また、あなたの経験や今後の予定、身近な女性で「現実」として最も近いもの1つだけ選んで○をつけてください。

	理想	現実
1 女性は職業を持たない		
2 結婚するまでは、職業を持つ		
3 子どもができるまでは、職業を持つ		
4 子どもができて、ずっと職業を持つ		
5 子どもができたなら職業をやめ、育児が終わったら再び職業を持つ		
6 その他（具体的に： _____）		
7 わからない		

問 15 あなたが、次あげるような職業や役職において今後女性がもっと増えるほうがよいと思うのはどれですか。あてはまるもの全てに○をつけてください。

- 1 都道府県、市区町村の首長
- 2 国会議員、都道府県議会議員、市区町村議会議員
- 3 国家公務員、地方公務員の管理職
- 4 裁判官、検察官、弁護士
- 5 大学教授
- 6 国連などの国際機関の管理職
- 7 企業の管理職
- 8 起業家・経営者
- 9 労働組合の幹部
- 10 農協の役員
- 11 新聞・放送の記者
- 12 自治会長、町内会長等
- 13 その他（具体的に： _____）
- 14 特にない
- 15 わからない

問 16 PTAや町内会などの地域団体の役員の長に女性が就くことの妨げとなっている主な原因は何だと思えますか。主なもの3つを選んで○をつけてください。

- 1 女性自身が責任ある地位につきたがらないから
- 2 女性は家事・育児が忙しく、地域活動に専念できないから
- 3 女性は組織活動の経験が少ないから
- 4 指導力のある女性が少ないから
- 5 女性では相手に軽く見られるから
- 6 男性が会長・副会長などでは、みんながついてくるが、女性だとしてこないから
- 7 男性が会長・副会長などとなるのが社会慣行だから
- 8 その他（具体的に： _____）
- 9 わからない

問 17 今後、男性が家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくためにはどのようなことが必要だと思いますか。あてはまるもの全てに○をつけてください。

- 1 男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと
- 2 男性が家事などに参加することに対する女性の抵抗感をなくすこと
- 3 夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること
- 4 年配者やまわりの人が、夫婦の役割分担等についての当事者の考え方を尊重すること
- 5 社会の中で、男性による家事、子育て、介護、地域活動についても、その評価を高めること
- 6 労働時間短縮や休暇制度を普及・活用することで、仕事以外の時間をより多く持てるようにすること
- 7 男性が家事、子育て、介護、地域活動に関心を高めるよう啓発や情報提供を行うこと
- 8 国や地方自治体などの研修等により、男性の家事や子育て、介護等の技能を高めること
- 9 男性が子育て、介護、地域活動を行うための、仲間（ネットワーク）作りをすすめること
- 10 家庭や地域活動と仕事の両立などの問題について、男性が相談しやすい窓口を設けること
- 11 その他（具体的に： _____)
- 12 特にない

問 18 男性が育児休業（休暇）を取得しづらい（しない）理由として考えられるもの全てに○をつけてください。

- 1 男性ひとりでの育児に不安がある
- 2 仕事が中断できない
- 3 職場に理解がない
- 4 職場に制度がない
- 5 仕事を休みたくなかった
- 6 経済面が不安
- 7 男性も育児休業（休暇）を取得できることを知らなかった
- 8 近所の目が気になる
- 9 男性が育児休暇を取得する意識がない
- 10 その他（具体的に： _____)
- 11 特にない
- 12 わからない

問 19 「男性」が、仕事以外の生活も重視した働き方を選択することについて、あなたが受け入れられるものはどれですか？当てはまるもの全てに○をつけてください。

- 1 育児・介護のために仕事を休む（休暇の取得など）
- 2 リフレッシュのために仕事を休む（休暇の取得など）
- 3 育児・介護のために1日の就業時間を短くする（短時間勤務制度の活用など）
- 4 仕事と育児・介護を両立するため、仕事の負担を軽減してもらう
- 5 仕事と育児・介護を両立するため、賃金が下がっても、転職する
- 6 育児・介護のためにいったん離職する
- 7 「主夫」として、家事・育児・介護を行う
- 8 その他
- 9 特にない
- 10 わからない

4 男女の人権、DVについて

問 20 あなたが、女性の人権が尊重されていないと感じるのは、どのようなことについてでしょうか。あてはまるもの全てに○をつけてください。

- 1 売春・買春
- 2 女性の働く風俗営業
- 3 家庭内での夫から妻への暴力（心や身体を傷つける暴言や暴力）
- 4 職場におけるセクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）
- 5 テレビや新聞・雑誌などで、商品とは直接関係がない女性のヌードや水着姿、媚びたポーズ・視線を、内容に関係なく使用した広告など
- 6 女性の容ぼうを競うミス・コンテスト
- 7 固有名詞で呼ばれず、女性にだけ用いられる言葉
（例…「〇〇さんの奥さん」、「〇〇女史」「女医」など）
- 8 女性に対する痴漢行為やストーカー（つきまとい行為）
- 9 その他（具体的に： _____）
- 10 特になし

問 21 あなたは、次のようなことが夫婦間（※）又は交際相手間で行われた場合、それを暴力だと思えますか。あなたの考えに一番近いものを1～7のそれぞれについて、1つだけ選んで○をつけてください。

	暴力だと思 う	暴力の場合と そうでない場 合がある	暴力にあた るとは思わ ない
1 平手で打ったり、身体を傷つける可能性のあるもので殴る	1	2	3
2 あなたの交友関係や電話を細かく監視する	1	2	3
3 あなたが大切にしているものを、わざと壊したりすてたりする	1	2	3
4 大声でどなる、馬鹿だグズだ等言葉による中傷や批判など	1	2	3
5 誰のおかげで、お前は食べられると思っているのだと言う	1	2	3
6 相手の言うことや存在を無視する	1	2	3
7 相手が嫌がっているのに、性的な行為を要求する	1	2	3

※ 夫婦間とは、事実婚や同居しているパートナー関係の状態にあるものを含む。

問 22 あなたは、元配偶者を含む夫婦間（※）又は交際相手間で次のような暴力を受けたことがありますか。1～3のそれぞれについて、1つだけ選んで○をつけてください。

	何度も あった	1、2度 あった	まった く ない
1 身体に対する暴行を受けた	1	2	3
2 精神的な嫌がらせや恐怖を感じるような脅迫を受けた	1	2	3
3 性的な行為を強要された	1	2	3

※ 夫婦間とは、事実婚や同居しているパートナー関係の状態にあるものを含む。

問 23 あなたは、テレビ、新聞、雑誌、インターネット、コンピュータゲームなどでのメディアにおける性・暴力表現について、問題があると思いますか。あるとすればどのような点で問題があると思いますか。

- 1 「ある」と思う（以下の項目であてはまるもの全てに○をつけてください。）
- 2 どちらかといえば「ある」と思う（以下の項目であてはまるもの全てに○をつけてください。）
- 3 どちらかといえば「ない」と思う
- 4 「ない」と思う
- 5 わからない
 - 1 女性の性的側面を過度に強調するなど、女性の人権が侵害されている
 - 2 社会全体の性に関する道徳観・倫理観が損なわれている
 - 3 女性に対する暴力を助長する
 - 4 そのような表現を望まない人や子どもの目に触れている
 - 5 児童に対する性犯罪を助長する
 - 6 その他（具体的に： _____）
 - 7 わからない

5 男女共同参画社会に関すること全般

問 24 「育児・介護などの家庭で担われている役割は社会的にも重要であるため、社会全体で評価していこう」という考えがありますが、あなたは具体的にどのような形で評価することが必要だと思えますか。1～4までのそれぞれについて、1つだけ選んで○をつけてください。

	手当の支給や税制上での優遇などで経済的に評価する	表彰などで社会的に評価する	経済的・社会的に評価する必要はない	その他（※欄外に具体的な考えを記述してください）	わからない
1 育児	1	2	3	4	5
2 介護	1	2	3	4	5
3 育児・介護以外の家事	1	2	3	4	5
4 町内会などの地域活動	1	2	3	4	5

※その他について具体的な考えの記述をお願いします。

(_____)

問 25 防災・災害復興対策で男女の性別に配慮して取り組む必要があると思う事は何ですか。主なもの3つを選んで○をつけてください。

- 1 避難所の設備（男女別のトイレ、更衣室、防犯対策など）
- 2 避難所運営の責任者に女性が配置され、被災者対応に女性の視点が入る事
- 3 女性に対する備え（生理用品や、下着などの女性用品の準備）やニーズの把握、支給に対する配慮（女性担当者による配布）
- 4 災害時の救援医療体制（妊産婦をサポートする保健師、助産師の配置など）
- 5 相談体制の充実（メンタルケア、健康相談、女性相談等）
- 6 対策・復興本部に女性が配置され、対策に女性の視点が入ること
- 7 防災・復興計画策定過程、防災会議に女性が参画すること
- 8 女性に特化した被災者支援のための雇用の創出
- 9 その他（具体的に： _____）
- 10 わからない

問 26 女性が抱えている悩みを相談するところについて、ご存知の機関全てに○をつけてください。

(暴力・ストーカーなど)

- 1 女性被害110番 (県警察本部)
- 2 配偶者暴力相談支援センター (県女性福祉相談所)
- 3 DV・児童虐待相談フリーダイヤル (県中央福祉相談センター)
- 4 男女平等推進相談室 (新潟県)
- 5 女性の人権ホットライン (法務局)

(労働関係)

- 6 マザーズコーナー (ハローワーク上越)
- 7 新潟労働局企画室総合労働相談コーナー

(女性相談全般)

- 8 市民相談室 (市)
- 9 女性相談 (市男女共同参画推進センター)
- 10 その他の機関 (具体的に： _____)

問 27 あなたは、次に掲げるものの名称や言葉についてご存知ですか。1～21のそれぞれについて、1つだけ選んで○をつけてください。

	言葉も内容も知っている	言葉と一部内容を知っている	言葉のみ知っている	言葉も内容も知らない
1 男女共同参画社会	1	2	3	4
2 DV…ドメスティック・バイオレンス (配偶者やパートナー等からの暴力)	1	2	3	4
3 ポジティブ・アクション (積極的改善措置)	1	2	3	4
4 アンペイドワーク (無償労働)	1	2	3	4
5 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (性と生殖に関する女性の健康・権利)	1	2	3	4
6 ジェンダー (社会的性別)	1	2	3	4
7 ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)	1	2	3	4
8 上越市男女共同参画都市宣言 (市)	1	2	3	4
9 上越市男女共同参画基本条例 (市)	1	2	3	4
10 上越市男女共同参画基本計画 (市)	1	2	3	4
11 上越市男女共同参画推進センター (市)	1	2	3	4
12 上越市女性相談窓口 (市)	1	2	3	4
13 上越市男女共同参画サポーター (市)	1	2	3	4
14 上越市男女共同参画推進センター情報紙『ウィズじょうえつ』 (市)	1	2	3	4
15 市の各種審議会等へのクォータ制導入 (市)	1	2	3	4
16 ハッピー・パートナー企業 (県)	1	2	3	4
17 男女共同参画社会基本法 (国)	1	2	3	4
18 男女雇用機会均等法 (国)	1	2	3	4
19 DV防止法…配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 (国)	1	2	3	4
20 女性活躍推進法…女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (国)	1	2	3	4
21 女性差別撤廃条約 (国連)	1	2	3	4

問 28 「男女共同参画社会」を実現するために、今後、行政はどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。あてはまるもの全てに○をつけてください。

- 1 法律や制度の面で見直しを行う
- 2 国・地方公共団体の審議会委員や管理職など、政策決定の場に女性を積極的に登用する
- 3 民間企業・団体等の管理職に女性の登用が進むよう支援する
- 4 女性や男性の生き方や悩みに関する相談の場を提供する
- 5 従来、女性が少なかった分野（研究者等）への女性の進出を支援する
- 6 保育の施設・サービスや、高齢者や病人の施設や介護サービスを充実する
- 7 男女の平等と相互の理解や協力についての学習機会を充実する（参加者が100人規模の講演会等）
- 8 男女の平等と相互の理解や協力についての学習機会を充実する（参加者が少人数のセミナー等）
- 9 学校教育において男女共同参画社会についての学習を充実する
- 10 労働時間の短縮や在宅勤務の普及など男女共に働き方の見直しを進める
- 11 子育てや介護中であっても仕事が続けられるよう支援する
- 12 子育てや介護等でいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する
- 13 男女の平等と相互の理解や協力について広報・PRする
- 14 その他（具体的に： _____）
- 15 特にない
- 16 わからない

問 29 今後、男女共同参画を推進していくためには、どのように取り組んでいけばよいかご意見・ご要望・ご提案などございましたら、自由にご記入ください。

ご協力ありがとうございました。お手数ですが、記入もれがないかももう一度ご確認ください。

記入いただきました調査票は、同封の返信用封筒に入れて、6月23日(金)までにご投函くださいますようお願いいたします。

